

# 社会保険事業状況（平成 18 年 3 月現在）

## Ⅱ 年金保険

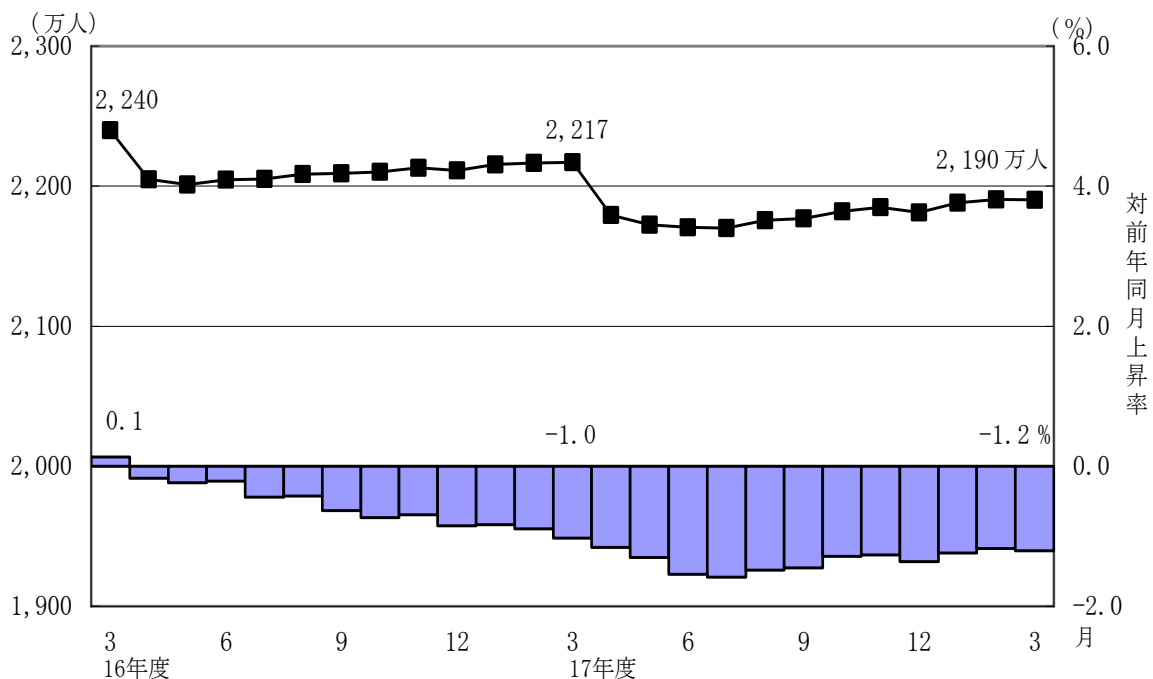
### 1. 総括

#### (1) 適用状況

平成 18 年 3 月末現在の国民年金の被保険者数は、第 1 号被保険者が 2,158 万人（対前年同月比 25 万人、1.2%減）、任意加入被保険者が 33 万人、第 2 号被保険者（厚生年金保険のみ）が 3,302 万人、第 3 号被保険者が 1,092 万人（対前年同月比 7 万人、0.6%減）で、これらを合計すると 6,585 万人である。このほか共済組合（旧共済分を除く。以下同じ。）の加入者数は平成 17 年 3 月末現在で 464 万人である。

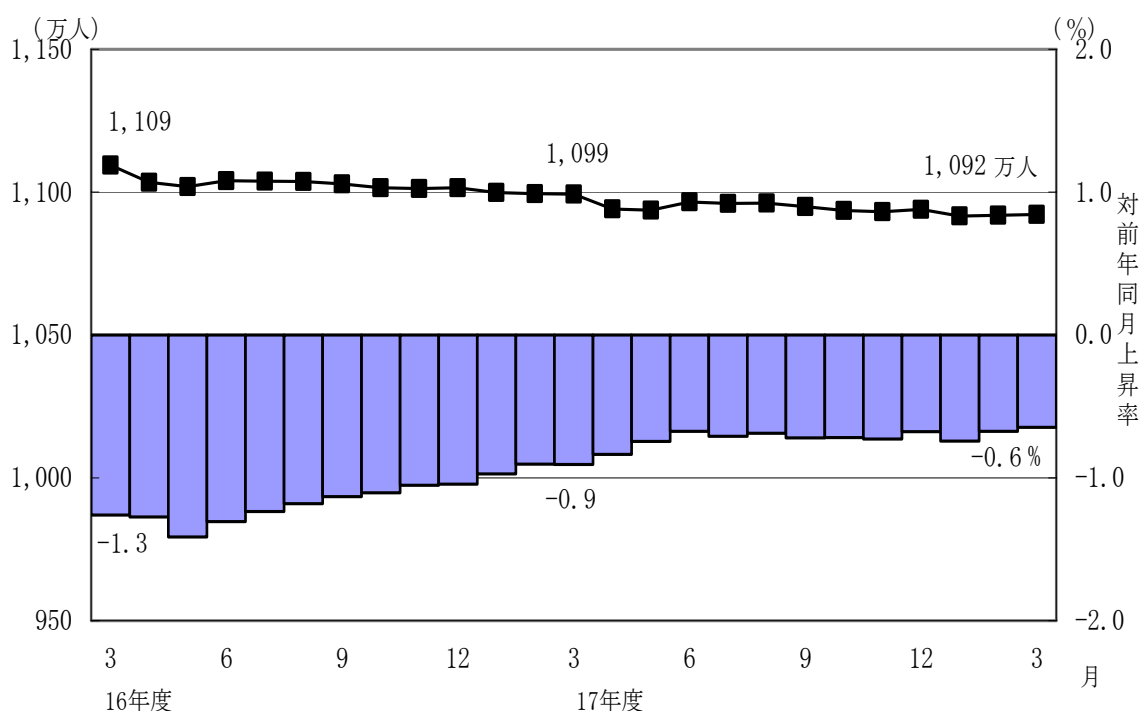
平成 18 年 3 月末現在の厚生年金保険の適用事業所数（船舶所有者数は含まない。）は 164 万事業所で、前年同月に比べて 2 万事業所増加しており、船舶所有者数は 5,384 で前年同月に比べて 121 減少している。また、厚生年金保険の被保険者数は 3,302 万人となっており、前年同月に比べて 53 万人（1.6%）増加している。その内訳をみると、一般男子が 2,168 万人、女子が 1,128 万人、坑内員が 1 千人、船員が 6 万人である。

第Ⅱ－1図 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



注) 不適正事案の影響を排除していない数値を含む。（平成 18 年 3 月末を除く）

## 第Ⅱ－２図 国民年金第3号被保険者数の推移

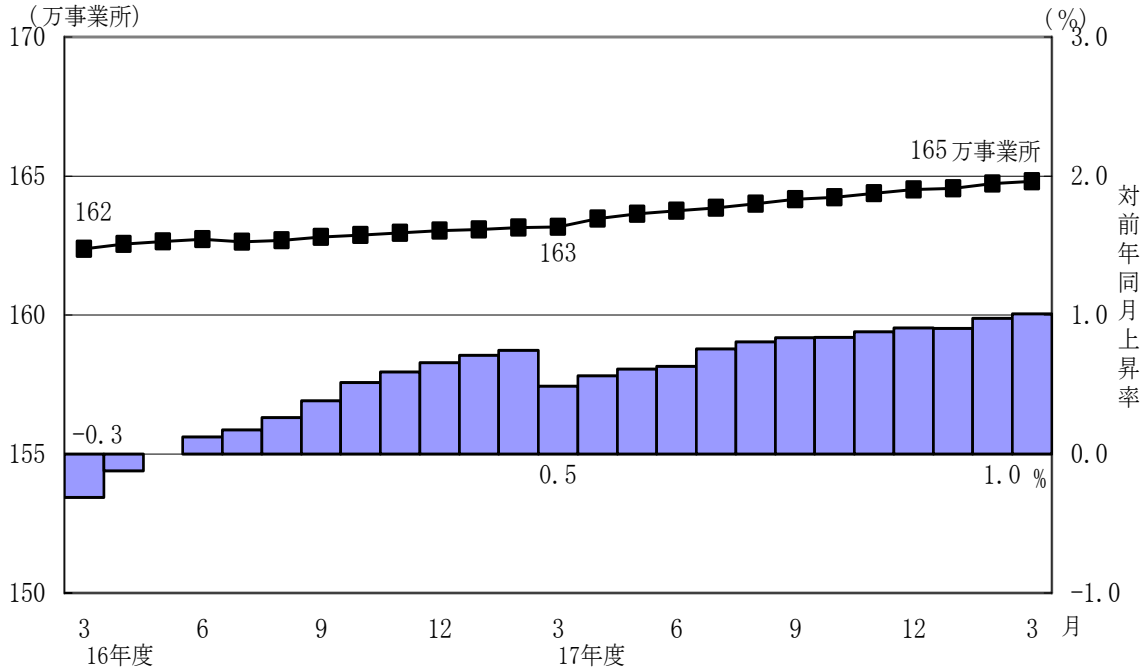


厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額平均（任意継続被保険者を含む。）は31万3,204円（対前年同月比0.2%減）で、船員を除くと31万3,097円（対前年同月比0.1%減）、船員は37万1,635円（対前年同月比0.6%減）である。また、一般男子は35万8,118円（対前年同月比0.1%減）、女子は22万6,582円（対前年同月比0.4%増）、坑内員は36万3,271円（対前年同月比2.1%減）である。なお、毎月勤労統計調査によると、平成18年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与の平均は27万3,502円（対前年同月比0.3%増）である。

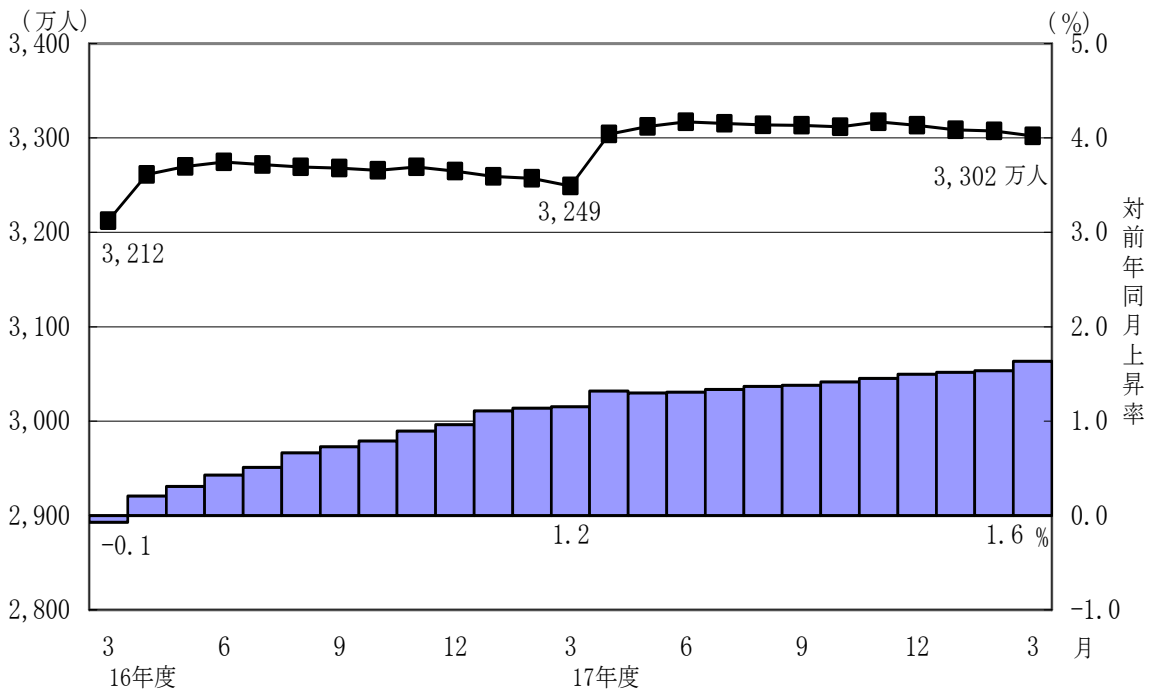
厚生年金保険のうち旧共済分の適用状況については、適用事業所数は6,742事業所（うち船舶所有者数3）、被保険者数は75万人（うち船員124人）に、標準報酬月額の平均（船員を除く）は34万9,473円（一般男子39万2,636円、女子24万1,673円）、船員は53万5,000円である。

厚生年金保険のうち、賞与の状況については、適用事業所数は5万事業所、被保険者数は158万人、標準賞与額の平均は23万円である。

第Ⅱ－３図 厚生年金保険適用事業所数の推移



第Ⅱ－４図 厚生年金保険被保険者数の推移



## 第Ⅱ－１表 制度別適用状況

(平成18年3月末)

	被保険者数	1年間の増減	標準報酬月額平均	対前年同月上昇率
	千人	千人	円	%
厚生年金保険	33,022	531	313,204	△ 0.2
一般男子	21,679	237	358,118	△ 0.1
女子	11,282	294	226,582	0.4
坑内員	1	△ 0	363,271	△ 2.1
任意継続	0	0	0	0.0
船員	60	△ 1	371,635	△ 0.6
(再掲) 旧共済組合	750	△ 17	349,504	△ 0.5
一般男子	536	△ 16	392,636	△ 0.2
女子	214	△ 1	241,673	△ 0.5
旧 J R 共済	148	△ 4	411,841	0.1
旧 N T T 共済	166	△ 1	426,965	△ 1.2
旧 I T 共済	14	△ 4	424,498	△ 2.4
旧農林共済	422	△ 9	294,772	△ 0.1
国民年金	32,826	△ 337	・	・
第1号被保険者	21,576	△ 252	・	・
任意加入被保険者	327	△ 14	・	・
第3号被保険者	10,922	△ 71	・	・

注1) 船員には、船員任意継続被保険者を含む。

### (2) 受給者数

平成18年3月末現在における厚生年金保険(旧共済分を含む。)及び国民年金(老齢福祉年金を除く。)の受給者数の合計は延べ4,711万人(対前年同月比178万人、3.9%増)で、新法厚生年金と基礎年金の重複を除くと3,589万人(対前年同月比81万人、2.3%増)となっている。また、老齢福祉年金受給者数は3万人である。このほか共済組合の受給者数が平成17年3月末現在で347万人となっている。

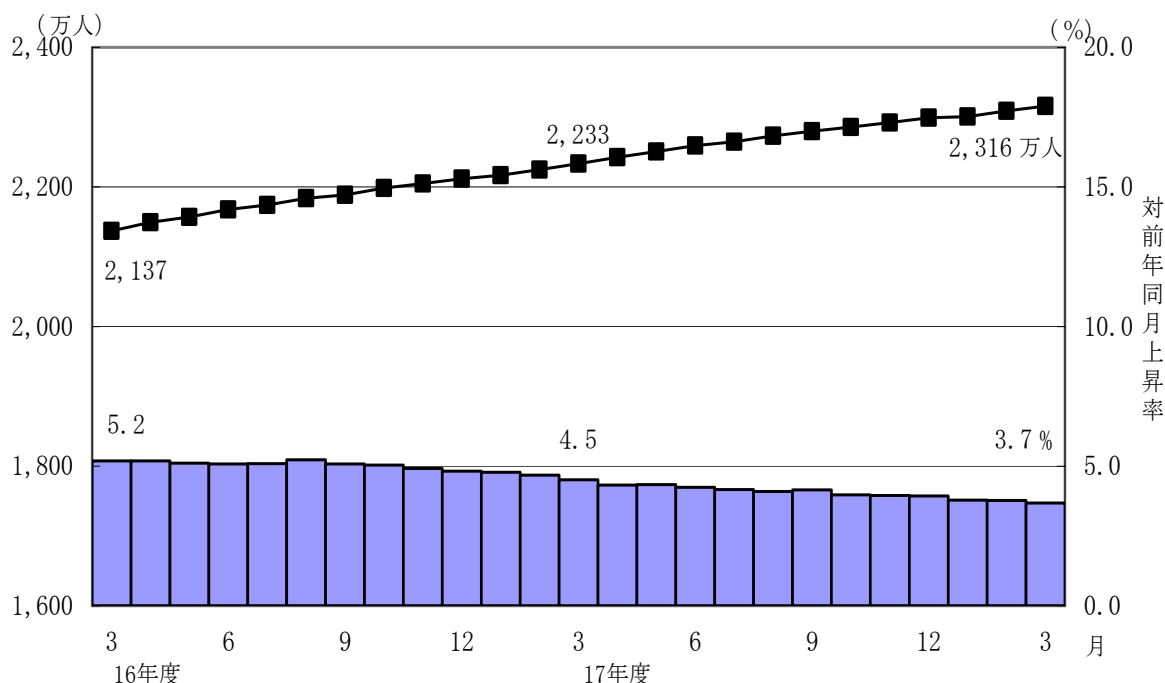
厚生年金保険の受給者数は2,316万人(旧法厚年分379万人、新法厚年分1,852万人、旧法船保分7万人、旧共済分77万人)で前年同月に比べて82万人(3.7%)増加している。

このうち、老齢給付の受給者数は1,866万人(旧法厚年分294万人、新法厚年分1,508万人、旧法船保分4万5千人、旧共済分59万人)で、うち退職者は1,726万人、在職者は140万人である。また、新法厚年分のうち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分(以下「定額部分」という。)も老齢基礎年金も受給していないいわゆる「基礎及び定額なし」は64万人で、定額部分または老齢基礎年金を受給しているいわゆる「基礎または定額あり」は1,444万人である。「基礎または定額あり」のうち、定額部分を支給停止とし(昭和16年4月1日以前生まれのものは「報酬比例部分」も支給停止。)老齢基礎年金を繰り上げるいわゆる「基礎全部繰上げ」は58万人で、定額部分と老齢基礎年金を一体的に繰り上げるいわゆる「基礎一部繰上げ」は12万人となっている。

また、障害給付は 35 万人（旧法厚年分 8 万人、新法厚年分 26 万人、旧法船保分 2 千人、旧共済分 7 千人）、遺族給付は 414 万人（旧法厚年分 76 万人、新法厚年分 318 万人、旧法船保分 2 万 4 千人、旧共済分 18 万人）である。なお、平成 18 年 3 月の老齢年金（老齢相当をいう。以下同じ。）の新規裁定者数は 3 万人（旧法厚年分 5 人、新法厚年分 3 万 2 千人、旧法船保分 0 人、旧共済分が 55 人）である。

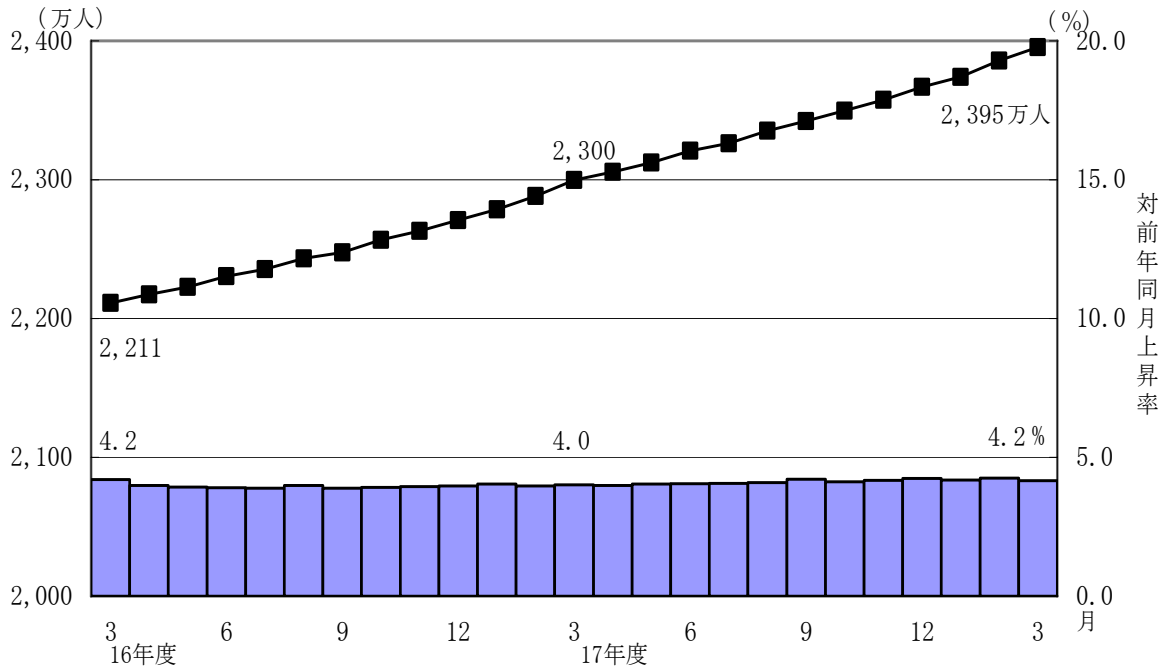
船員保険（新法職務上）受給者数は 2,111 人である。

第Ⅱ－5 図 厚生年金保険受給者数の推移



国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）の受給者数は 2,395 万人（旧法拠出制 458 万人、基礎年金 1,938 万人）で前年同月と比べて 96 万人（4.2%）増加している。これらのうち老齢給付の受給者（旧法の老齢年金・通算老齢年金及び老齢基礎年金の合計）は 2,230 万人で、前年同月に比べて 94 万人（4.4%）増加している。なお、旧法老齢年金受給権者及び厚生年金の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者について繰上げ受給の状況をみると、3 月は新規裁定者 3 万 2 千人のうち繰上受給権者が 5 千人となっており、繰上げ受給率は 17.3% である。なお、平成 16 年度新規裁定者の繰上げ受給率は 27.8% となっている。

第Ⅱ－6図 国民年金受給者数の推移



第Ⅱ－2表 制度別年金受給者の状況

	平成 17 年 3月末		平成 18 年 3月末	
	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額
	千人	億円	千人	億円
厚生年金保険計	22,334	236,195	23,156	240,934
旧共済組合除く	21,534	223,371	22,383	228,744
旧法	4,038	48,199	3,787	44,928
新法	17,419	173,573	18,524	182,308
特別支給分	4,493	51,760	4,498	51,370
本来支給分	9,610	87,828	10,498	94,792
繰下げ	67	885	81	1,025
船員保険(旧法)	77	1,598	72	1,508
旧共済組合計	800	12,824	773	12,190
旧法	372	7,896	352	7,475
新法	428	4,928	421	4,715
旧J R共済	308	6,305	293	5,974
旧N T T共済	149	2,875	145	2,754
旧J T共済	25	483	24	461
旧農林共済	317	3,162	310	3,001
国民年金計	22,997	143,156	23,954	150,681
旧法拠出制	4,917	19,747	4,577	18,384
新法基礎年金	18,080	123,409	19,377	132,297
基礎のみ	7,126	47,068	7,375	48,857
福祉年金	47	190	34	138
新法船員保険	2,051	42	2,111	44
合計	35,129	379,584	35,928	391,796
旧共済組合除く	34,425	366,759	35,254	379,606

注1) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

注2) 新法船員保険の受給者数は人単位である。

注3) 受給者数の合計は厚生年金と基礎年金の両方を受給している者を調整した数である。

### (3) 年金額

平成 18 年 3 月末現在における厚生年金保険、船員保険及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者の年金総額の合計は 39 兆 2 千億円（基金代行支給分を除くと 38 兆 1 千億円）で、前年同月と比べて 1 兆 2 千億円（3.2%）増加している。年金総額の内訳は、厚生年金保険が 24 兆 1 千億円（旧法厚年分 4 兆 5 千億円、新法厚年分 18 兆 2 千億円、旧法船保分 1 千 5 百億円、旧共済分 1 兆 2 千億円）で、国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）が 15 兆 1 千億円（旧法拠出制年金が 1 兆 8 千億円、基礎年金が 13 兆 2 千億円）である。

老齢福祉年金は 1 百億円である。このほか共済組合の受給権者の年金総額は平成 17 年 3 月末現在で 6 兆 5 千億円である。

船員保険（新法職務上）の受給者の年金総額は 44 億円である。

平成 18 年 3 月の老齢年金新規裁定者（受給者）の平均年金月額（基金代行分及び併給する基礎年金分を含む。以下同じ。）は、厚生年金保険では 9 万 4,187 円（基金代行分を除くと 8 万 6,059 円）である。また、国民年金では 5 万 5,023 円である。

平成 18 年 3 月末現在の老齢年金受給者の平均年金月額は、厚生年金保険では 16 万 7,172 円（基金代行分を除くと 15 万 9,265 円）であり、この内訳は、旧法厚年分が 15 万 7,168 円、新法厚年分が 16 万 8,177 円、旧法船保分が 23 万 7,329 円、旧共済分が 17 万 8,026 円である。また、国民年金では 5 万 3,012 円であり、この内訳は、旧法老齢年金が 3 万 9,409 円、老齢基礎年金が 5 万 5,276 円である。

また、平成 10 年 4 月より 60 歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成 10 年 4 月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付との調整により老齢厚生年金が支給停止となる。

平成 18 年 3 月末現在における失業給付との調整に該当する受給権者数は 5 万 1 千人、支給停止年金総額は 593 億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は 17 万 9 千人、支給停止年金総額は 290 億円となっている。

## 第Ⅱ-3表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数 (件)			支給停止年金総額 (千円)			平均停止月額 (円)		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 17年 10月	61,033	51,694	9,339	69,891,734	66,369,754	3,521,980	95,429	106,991	31,427
11月	56,657	48,216	8,441	65,175,550	61,986,013	3,189,537	95,863	107,133	31,489
12月	58,040	49,592	8,448	66,917,705	63,758,147	3,159,558	96,080	107,138	31,167
平成 18年 1月	53,812	45,988	7,824	62,160,374	59,216,750	2,943,624	96,262	107,305	31,353
2月	51,405	43,998	7,407	59,793,933	56,998,066	2,795,868	96,933	107,956	31,455
3月	50,893	43,642	7,251	59,304,564	56,582,940	2,721,624	97,107	108,044	31,279

	高年齢雇用継続給付								
	件数 (件)			支給停止年金総額 (千円)			平均停止月額 (円)		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 17年 10月	183,891	173,961	9,930	30,988,171	29,579,367	1,408,804	14,043	14,170	11,823
11月	182,678	172,846	9,832	30,603,128	29,221,460	1,381,668	13,960	14,088	11,711
12月	183,734	173,899	9,835	30,596,769	29,220,721	1,376,049	13,877	14,003	11,659
平成 18年 1月	182,852	173,219	9,633	30,191,702	28,860,017	1,331,685	13,760	13,884	11,520
2月	179,839	170,535	9,304	29,400,247	28,134,820	1,265,427	13,623	13,748	11,334
3月	179,022	169,940	9,082	29,043,509	27,820,316	1,223,193	13,520	13,642	11,224

## 2. 年金種別受給者数及び年金総額

第Ⅱ-4表、第Ⅱ-5表、第Ⅱ-6表及び第Ⅱ-7表は、平成17年度末（平成18年3月末）現在の厚生年金保険（旧法厚年、旧法船保、新法厚年及び旧三共済）、国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）及び船員保険（新法職務上）の年金種別受給者数及び年金総額を示したものである。

### (1) 厚生年金保険

平成17年度末の厚生年金保険の受給者数は2,316万人で、前年度末と比較して82万人（3.7%）増加している。年金総額は24兆0,934億円で、前年度末と比較して4,739億円（2.0%）増加している。

このうち、老齢年金は受給者数が1,085万人、年金総額が17兆3,256億円となっており、前年度末と比較してそれぞれ36万人（3.4%）増、3,088億円（1.8%）増である。

なお、老齢年金受給者数の厚生年金受給者全体に占める割合は平成17年度末で46.9%であり、平成9年度末（47.8%）より近年低下傾向にあったが、平成14年度末から下げ止まっている。（第Ⅱ-4表、第Ⅱ-5表参照）。



第Ⅱ-4表 厚生年金保険給付状況（受給者数）

年 金 種 別	平成 17 年 3 月末	平成 18 年 3 月末	対前年同月比	
老齡年金 (老齡・退年相当)	旧法厚年	1,781 千人	1,659 千人	△ 6.8 %
	旧法船保	40	38	△ 6.6
	新法厚年	8,168	8,671	6.2
	特別支給分（再掲）	2,632	2,614	△ 0.7
	本来支給分（再掲）	5,502	6,016	9.3
	繰下げ支給分（再掲）	34	41	21.4
	旧共済組合除く計	9,989	10,368	3.8
	旧 J R 共済組合	214	203	△ 4.9
	旧 N T T 共済組合	123	120	△ 2.3
	旧 J T 共済組合	19	19	△ 3.6
	旧農林共済組合	145	141	△ 2.6
	旧共済組合計	501	483	△ 3.6
	計	10,490	10,852	3.4
	通算老齡年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	1,374	1,285
旧法船保		8	8	△ 9.0
新法厚年		6,002	6,407	6.7
特別支給分（再掲）		1,861	1,885	1.3
本来支給分（再掲）		4,108	4,482	9.1
繰下げ支給分（再掲）		33	40	19.5
旧共済組合除く計		7,384	7,699	4.3
旧 J R 共済組合		1,164 (人)	1,114 (人)	△ 4.3
旧 N T T 共済組合		1,592 (人)	1,543 (人)	△ 3.1
旧 J T 共済組合		279 (人)	271 (人)	△ 2.9
旧農林共済組合		104,793 (人)	103,365 (人)	△ 1.4
旧共済組合計		107,828 (人)	106,293 (人)	△ 1.4
計		7,492	7,805	4.2
障害年金		旧法厚年	87	82
	旧法船保	3	2	△ 5.2
	新法厚年	252	263	4.6
	旧共済組合除く計	341	348	1.9
	旧 J R 共済組合	1,798 (人)	1,687 (人)	△ 6.2
	旧 N T T 共済組合	1,194 (人)	1,160 (人)	△ 2.8
	旧 J T 共済組合	121 (人)	118 (人)	△ 2.5
	旧農林共済組合	4,091 (人)	3,942 (人)	△ 3.6
	旧共済組合計	7,204 (人)	6,907 (人)	△ 4.1
	計	348	355	1.8
遺族年金	旧法厚年	723	690	△ 4.5
	旧法船保	24	23	△ 3.8
	新法厚年	2,998	3,184	6.2
	旧共済組合除く計	3,744	3,897	4.1
	旧 J R 共済組合	91	87	△ 4.2
	旧 N T T 共済組合	24	23	△ 3.5
	旧 J T 共済組合	5	5	△ 4.4
	旧農林共済組合	62	60	△ 2.8
	旧共済組合計	182	175	△ 3.6
	計	3,926	4,072	3.7
通算遺族年金	旧法厚年	74	70	△ 5.7
	旧法船保	1	1	△ 5.8
	旧共済組合除く計	76	71	△ 5.7
	旧 J R 共済組合	56 (人)	54 (人)	△ 3.6
	旧 N T T 共済組合	19 (人)	19 (人)	0.0
	旧 J T 共済組合	2 (人)	1 (人)	△ 50.0
	旧農林共済組合	1,679 (人)	1,599 (人)	△ 4.8
	旧共済組合計	1,756 (人)	1,673 (人)	△ 4.7
計	77	73	△ 5.7	
合 計	22,334	23,156	3.7	
旧 共 済 組 合 除 く	21,534	22,383	3.9	

## 第Ⅱ-5表 厚生年金保険給付状況（年金総額）

年 金 種 別		平成 17 年 3 月末	平成 18 年 3 月末	対前年同月比
老齢年金 (老齢・退年相当)	旧法厚年	33,789 億円	31,298 億円	△ 7.4 %
	旧法船保	1,147	1,075	△ 6.3
	新法厚年	125,115	131,291	4.9
	特別支給分(再掲)	46,315	46,063	△ 0.5
	本来支給分(再掲)	78,030	84,336	8.1
	繰下げ支給分(再掲)	770	892	15.8
	旧共済組合除く計	160,051	163,664	2.3
	旧 J R 共済組合	4,998	4,724	△ 5.5
	旧 N T T 共済組合	2,487	2,381	△ 4.3
	旧 J T 共済組合	402	384	△ 4.5
	旧農林共済組合	2,230	2,103	△ 5.7
	旧共済組合計	10,117	9,592	△ 5.2
	計	170,168	173,256	1.8
通算老齢年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	5,635	5,250	△ 6.8
	旧法船保	33	30	△ 9.3
	新法厚年	15,358	15,896	3.5
	特別支給分(再掲)	5,445	5,307	△ 2.5
	本来支給分(再掲)	9,798	10,455	6.7
	繰下げ支給分(再掲)	115	134	16.3
	旧共済組合除く計	21,026	21,176	0.7
	旧 J R 共済組合	6	6	△ 4.5
	旧 N T T 共済組合	13	12	△ 3.1
	旧 J T 共済組合	2	1	△ 4.0
	旧農林共済組合	327	311	△ 5.0
	旧共済組合計	347	330	△ 4.9
	計	21,373	21,506	0.6
障害年金	旧法厚年	1,050	989	△ 5.8
	旧法船保	52	49	△ 5.0
	新法厚年	1,821	1,897	4.1
	旧共済組合除く計	2,923	2,936	0.4
	旧 J R 共済組合	28	26	△ 6.1
	旧 N T T 共済組合	17	17	△ 4.4
	旧 J T 共済組合	2	2	△ 2.1
	旧農林共済組合	38	37	△ 4.6
	旧共済組合計	85	81	△ 5.0
	計	3,009	3,017	0.3
遺族年金	旧法厚年	7,531	7,206	△ 4.3
	旧法船保	363	351	△ 3.4
	新法厚年	31,279	33,224	6.2
	旧共済組合除く計	39,173	40,781	4.1
	旧 J R 共済組合	1,273	1,218	△ 4.3
	旧 N T T 共済組合	357	344	△ 3.7
	旧 J T 共済組合	77	74	△ 4.5
	旧農林共済組合	562	546	△ 2.8
	旧共済組合計	2,270	2,182	△ 3.9
計	41,443	42,964	3.7	
通算遺族年金	旧法厚年	194	184	△ 5.5
	旧法船保	4	4	△ 5.9
	旧共済組合除く計	198	187	△ 5.5
	旧 J R 共済組合	11 (百万円)	11 (百万円)	△ 3.8
	旧 N T T 共済組合	9 (百万円)	9 (百万円)	0.0
	旧 J T 共済組合	1 (百万円)	1 (百万円)	△ 43.4
	旧農林共済組合	413 (百万円)	395 (百万円)	△ 4.4
	旧共済組合計	435 (百万円)	416 (百万円)	△ 4.4
計	203	191	△ 5.5	
合 計	236,195	240,934	2.0	
旧 共 済 組 合 除 く	223,371	228,744	2.4	

注) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

## (2) 国民年金

平成 17 年度末の国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）の受給者は 2,395 万人で、前年度末と比較して 96 万人（4.2%）増加している。年金総額は 15 兆 0,681 億円で前年度末と比較して 7,525 億円（5.3%）増加している。

国民年金のうち老齢年金（旧法老齢年金及び老齢基礎年金）の受給者数は 2,083 万人で、前年度末と比較して 101 万人（5.1%）増加している。年金総額は 13 兆 2,523 億円で前年度末と比較して 7,504 億円（6.0%）増加している。このうち、老齢基礎年金は、受給者数が 1,786 万人、11 兆 8,465 億円で前年度末と比較してそれぞれ 126 万人（7.6%）、8,632 億円（7.9%）増である。また、障害基礎年金の受給者数 141 万人のうち 88 万人（62.8%）は、法第 30 条の 4（20 歳前障害）及び昭和 60 年改正法附則第 25 条（従前の障害福祉年金）の該当者である（第Ⅱ－6 表参照）。

第Ⅱ－6 表 国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）給付状況

年 金 種 別		平成 17 年 3 月末	平成 18 年 3 月末	対前年同月比	
受 給 者 数	老齢年金	旧法拠出制	3,225 千人	2,972 千人	△ 7.8 %
		新法基礎年金	16,595	17,860	7.6
		基礎のみ（再掲）	5,880	6,104	3.8
		計	19,820	20,832	5.1
	通算老齢年金	旧法拠出制	1,547	1,470	△ 5.0
	障害年金	旧法拠出制	121	113	△ 6.4
		新法基礎年金	1,370	1,405	2.6
		法第30条、第30条の2、3該当 基礎のみ（再掲）	498	523	5.0
		基礎のみ（再掲）	1,210	1,236	2.2
		法第30条の4、附則第25条該当	872	882	1.2
計	1,491	1,518	1.8		
遺族年金	旧法拠出制	25	22	△ 10.6	
	母子年金	0	0	△ 24.6	
	準母子年金	0 (人)	0 (人)	0.0	
	遺児年金	6 (人)	6 (人)	0.0	
	寡婦年金	24	22	△ 10.6	
	新法基礎年金	115	112	△ 2.1	
	法第37条該当	115	112	△ 2.1	
	基礎のみ（再掲）	36	35	△ 2.8	
	附則第28条該当	0 (人)	0 (人)	0.0	
計	139	134	△ 3.6		
合 計		22,997	23,954	4.2	
年 金	老齢年金	旧法拠出制	15,186 億円	14,057 億円	△ 7.4 %
		新法基礎年金	109,833	118,465	7.9
		基礎のみ（再掲）	35,771	37,365	4.5
		計	125,019	132,523	6.0
	通算老齢年金	旧法拠出制	3,358	3,207	△ 4.5
	障害年金	旧法拠出制	1,083	1,013	△ 6.4
		新法基礎年金	12,329	12,614	2.3
		法第30条、第30条の2、3該当 基礎のみ（再掲）	4,407	4,620	4.8
		基礎のみ（再掲）	10,914	11,122	1.9
		法第30条の4、附則第26条該当	7,921	7,993	0.9
計	13,412	13,627	1.6		
遺族年金	旧法拠出制	120	107	△ 11.5	
	母子年金	1	0	△ 22.3	
	準母子年金	0	0	0.0	
	遺児年金	0	0	0.0	
	寡婦年金	120	106	△ 11.5	
	新法基礎年金	1,247	1,218	△ 2.4	
	法第37条該当	1,247	1,218	△ 2.4	
	基礎のみ（再掲）	382	370	△ 3.2	
	附則第28条該当	0	0	0.0	
計	1,368	1,324	△ 3.2		
合 計		143,156	150,681	5.3	

### (3) 船員保険

平成 17 年度末の船員保険（新法職務上）の受給者数は、2,111 人で、前年度末に比べて 60 人（2.9%）増加している。年金総額は 44 億円で、前年度末に比べて 1 億円（2.8%）増加している（第Ⅱ－7 表参照）。

第Ⅱ－7 表 船員保険（新法職務上）給付状況

年 金 種 別		平成 17 年 3 月末	平成 18 年 3 月末	対前年同月比
受給者数	障害年金	504 人	516 人	2.4 %
	遺族年金	1,547	1,595	3.1
	計	2,051	2,111	2.9
年金総額	障害年金	107,760 万円	109,920 万円	2.0
	遺族年金	315,966	325,574	3.0
	計	423,727	435,494	2.8

### 3. 国民年金保険料免除者の状況

平成 17 年度末（平成 18 年 3 月末）現在の国民年金第 1 号被保険者（任意加入は除く）は 2,158 万人で、このうち保険料の全額免除者数は 538 万人（法定免除者数 113 万人、申請免除者（全額）数 216 万人、学生納付特例者数 176 万人、若年納付猶予者数 34 万人）、全額免除率は 24.9% である。また、申請免除者（半額）数は 53 万人、半額免除率は 2.5% である。

都道府県別に全額免除率の状況をみると、沖縄県（46.0%）、高知県（36.9%）、鹿児島県（35.9%）、福岡県（35.3%）等が高く、埼玉県（18.3%）、神奈川県（18.4%）、東京都（18.9%）、千葉県（19.2%）等が低くなっている。全額免除率の推移をみると前年度末に比べて、すべての都道府県で全額免除率が増加しているが、特に福岡県（6.8 ポイント増）、鳥取県（6.6 ポイント増）、高知県（6.1 ポイント増）等は増加幅が大きい（第Ⅱ－8 表参照）。

第Ⅱ－8 表 都道府県別全額免除率状況

都道府県	平成 17 年 3 月末	平成 18 年 3 月末	都道府県	平成 17 年 3 月末	平成 18 年 3 月末
	%	%		%	%
北海道	27.6	32.1	滋賀県	21.6	26.2
青森県	25.5	30.6	京都府	25.9	28.9
岩手県	22.4	26.9	大阪府	23.7	27.4
宮城県	20.4	24.6	兵庫県	24.5	30.0
秋田県	24.5	28.4	奈良県	24.0	29.0
山形県	19.1	22.7	和歌山県	24.7	29.2
福島県	21.3	26.8	鳥取県	26.0	32.6
茨城県	17.1	21.3	島根県	25.3	29.0
栃木県	17.0	21.5	岡山県	27.3	30.7
群馬県	17.3	21.8	広島県	22.7	26.8
埼玉県	15.4	18.3	山口県	25.3	29.4
千葉県	15.7	19.2	徳島県	26.8	32.0
東京都	16.4	18.9	香川県	24.8	29.1
神奈川県	16.2	18.4	愛媛県	28.6	34.3
新潟県	22.7	26.7	高知県	30.8	36.9
富山県	18.8	21.9	福岡県	28.5	35.3
石川県	18.2	22.7	佐賀県	24.3	29.5
福井県	19.3	23.4	長崎県	24.9	29.6
山梨県	18.3	23.4	熊本県	24.1	28.4
長野県	19.7	24.1	大分県	27.2	32.7
岐阜県	16.0	20.3	宮崎県	24.7	30.2
静岡県	16.7	19.9	鹿児島県	31.0	35.9
愛知県	16.1	19.5	沖縄県	41.3	46.0
三重県	18.2	21.3	合計	21.0	24.9